

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 教育課程（第7条）
- 第3章 入学、休学、復学及び退学（第8条—第18条）
- 第4章 賞罰（第19条・第20条）
- 第5章 学習評価及び卒業の認定等（第21条・第22条）
- 第6章 受験料、入学料及び授業料（第23条—第29条）
- 第7章 職員（第30条）
- 第8章 雑則（第31条—第33条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 釧路市立高等看護学院（以下「学院」という。）は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づき、看護師として必要な専門的知識及び技能を習得させるとともに、豊かな人間性を養い、医療及び公衆衛生の普及向上に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第1条の2 学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
釧路市立高等看護学院	釧路市春湖台1番18号

(課程及び学科)

第2条 学院には、3年課程の看護科を置く。

(学生の定員及び修業年限)

第3条 学生の総定員は90人とし、各学年の定員は30人とする。

2 学院の修業年限は、3年とする。

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 学院記念日
 - (4) 春季休業日 3月下旬から4月上旬までの間において引き続き3週間
 - (5) 夏季休業日 7月下旬から8月下旬までの間において引き続き4週間
 - (6) 冬季休業日 12月下旬から翌年1月中旬までの間において引き続き4週間
 - (7) その他特に休業日とすることが必要であると認める日
- 2 前項第3号から第7号までに掲げる休業日の期日又は期間は、釧路市立高等看護学院長（以下「学院長」という。）が定める。
- 3 学院長は、第1項の規定にかかわらず、学生の教育上特に必要があると認めるときは、休業日を授業日とすることができる。

(授業始終の時刻)

第6条 授業始終の時刻は、学院長が定める。

第2章 教育課程

(授業科目及び単位数)

第7条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。ただし、学院長が必要があると認めるときは、単位に係る時間数を増加することができる。

第3章 入学、休学、復学及び退学

(入学資格)

第8条 学院の入学資格者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条の規定に該当し、かつ、入学試験に合格した者とする。

(受験手続)

第9条 入学を志願する者は、次の書類に受験料を添えて、所定の期日までに学院長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 最終学校調査書
- (4) 写真（出願前3か月以内に撮影した無帽、正面及び上半身の写真で名刺型のもの）

(入学試験)

第10条 入学を志願する者には、次の試験を行う。

- (1) 学力試験
- (2) 面接試験

(入学の許可)

第11条 学院長は、入学試験の合格者に対して入学の許可をする。

(入学手続)

第12条 入学を許可された者は、指定した期日までに、保証人2人が連署した誓約書を学院長に提出しなければならない。

- 2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 3 学生は、第1項の保証人を変更し、又は保証人の職業若しくは住所に変更があったときは、直ちに学院長に届け出なければならない。

(転入学)

第13条 学院長は、転入学を志望する者があるときは、学生の定員に欠員のある場合に限り、学科及び実習の履修程度に応じて相当学年に転入させることができる。

- 2 第8条から前条までの規定は、前項の規定により転入学しようとする者について準用する。

(欠席の届出)

第14条 学生は、病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、速やかにその理由を学院長に届け出なければならない。この場合において、欠席が病気のため7日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第15条 学生は、病気その他やむを得ない理由により引き続き1か月以上休学しようとするときは、保証人と連署のうえ、その旨を学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合において、休学が病気によるときは、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学の期間は、1か月以上1年以内とする。ただし、学院長がやむを得ない事情があると認めるときは、更に1年間その期間を延長することができる。

(復学)

第16条 休学中の学生が復学しようとするときは、学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(転学)

第17条 学生は、転学を志望するときは、保証人と連署のうえ、その旨を学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(退学)

第18条 学生は、病気その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、保証人と連署のうえ、その旨を学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合において、退学が病気によるときは、医師の診断書を添えなければならない。

第4章 賞罰

(表彰)

第19条 学院長は、成績優秀かつ素行善良であつて、他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第20条 学院長は、次の各号のいずれかに該当する学生を懲戒処分することができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けたにもかかわらず、なお納入しない者

2 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。

第5章 学習評価及び卒業の認定等

(学習評価)

第21条 成績は、学科成績及び実習成績を総合して評価する。

2 成績は、1科目を100点満点とし、60点以上を合格とし、単位の取得を認める。

3 学院長は、学院に入学する前に習得した単位の認定について学生から申請を受けた場合において、その学習内容が学院における教育内容に相当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、学院における単位として認定することができる。

4 学科試験の成績が合格点数に達しない者は、その科目につき再試験を受けることができる。

5 学科試験に欠席した者で学院長がその欠席理由についてやむを得ないと認めたものは、追試験を受けることができる。

(卒業の認定等)

第22条 学院長は、第3条第2項に規定する期間以上在学した者で出席日数が出席すべき日数の3分の2以上に達し、かつ、所定の単位を取得したものに對し、卒業の認定を行う。

2 学院長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与するとともに、専門士（医療専門課程）と称することを認める。

第6章 受験料、入学料及び授業料

(受験料、入学料及び授業料)

第23条 受験料、入学料及び授業料は、釧路市立高等看護学院条例（平成17年釧路市条例第143号）の定めるところによる。

(受験料、入学料及び授業料の納期)

第24条 受験料、入学料及び授業料の納期は、次のとおりとする。

- (1) 受験料 入学の志願の際
- (2) 入学料 入学した日から10日以内
- (3) 授業料

第1期（4月から6月までの分） 4月20日から同月末日まで

第2期（7月から9月までの分） 7月20日から同月末日まで

第3期（10月から12月までの分） 10月20日から同月末日まで

第4期（1月から3月までの分） 1月20日から同月末日まで

2 前項の納期後に納付義務の生じた場合における授業料の納期は、当該納付義務の生じた日からその日の属する月の末日までとする。

(休学等の場合における授業料)

第25条 学生が月の途中で転学し、退学し、又は死亡した場合において、その月に出席した日がないときは、その月分の授業料は徴収しない。

2 休学又は停学が月のすべてにわたるときは、その月分の授業料は徴収しない。

(入学料等の減免)

第26条 市長は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により入学料及び授業料の減免を行うものとする。

2 市長は、前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料について当該各号に定める額を減免することができる。

- (1) 授業料を負担する者が地震、風水害その他の自然災害又は火災（以下「災害」という。）により死亡した場合 全額
- (2) 学生又は授業料を負担する者が災害によりその居住する住宅が全焼、全壊、流失又は埋没した場合 全額
- (3) 学生又は授業料を負担する者が災害によりその居住する住宅が半焼、半壊、半流失、半埋没又は床上浸水した場合 半額
- (4) その他市長が特に必要と認める場合 全額又は半額

(入学料等の返還)

第27条 次の各号に掲げる場合には、第29条本文の規定にかかわらず、当該各号に定める入学料又は授業料を返還する。

- (1) 第25条に規定する場合において、既にその月分の授業料が納入されているとき その月分の授業料
- (2) 前条の規定により入学料又は授業料の減免を行う場合において、既に当該減免前の額による入学料又は授業料が納入されているとき 既に納入された入学料又は授業料のうち当該減免後の入学料又は授業料の額を上回る額

(入学料等の徴収猶予)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入学料又は授業料(第3号にあっては、授業料に限る。)について当該各号に定める期間その徴収を猶予することができる。

- (1) 学生又は入学料若しくは授業料を負担する者が入学料又は授業料の減免の申請をしている場合 授業料の減免の可否の決定までの期間
- (2) 学生又は授業料を負担する者が奨学金の貸与を申請している場合 奨学金の貸与の可否の決定までの期間
- (3) 授業料を負担する者が災害、不慮の事故又は疾病等により納期限までに授業料を納入することが困難な場合 市長が定める期間

(受験料等の返還)

第29条 既に納入した受験料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第7章 職員

(職員)

第30条 学院に学院長、副学院長、教務主任、専任教員その他必要な職員を置く。

第8章 雑則

(健康診断)

第31条 学院長は、学生に対し、1年に2回以上健康診断を実施する。

(運営会議)

第32条 学院の運営の円滑化を図るため、運営会議を置くものとする。

(委任)

第33条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の釧路市立高等看護学院学則(昭和62年釧路市規則第38号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第54号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入学する者について適用し、平成21年3月31日において在籍し、かつ、施行日以後引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年10月22日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月31日規則第34号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入学する者について適用し、平成26年3月31日において在籍し、かつ、施行日以後引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日規則第17号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第28号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学する者について適用し、令和4年3月31日において在籍し、かつ、施行日以後引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

授業科目及び単位数

教育内容		授業科目	単位数	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	哲学	1	30
		教育学	1	30
		情報科学	1	30
		心理学	1	30
		社会学	2	30
		行動科学	1	30
		英語Ⅰ	1	30
		英語Ⅱ	1	15
		保健体育Ⅰ	1	30
		保健体育Ⅱ	1	15
		文章表現	1	30
		コミュニケーション	1	15
		日本の文化	1	15
	小計		14	330
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	解剖生理学Ⅰ	1	30
		解剖生理学Ⅱ	1	15
		解剖生理学Ⅲ	1	15
		解剖生理学Ⅳ	1	15
		解剖生理学Ⅴ	1	15
		解剖生理学Ⅵ	1	15
		生化学	1	30
		病理学	1	30
		微生物学	1	30
		薬理学	1	30
		栄養学	1	30
		治療と検査	1	30
		疾病治療論Ⅰ	1	30
		疾病治療論Ⅱ	1	15
	健康支援と社会保障制度	疾病治療論Ⅲ	1	30
		疾病治療論Ⅳ	1	30
		疾病治療論Ⅴ	1	30
		公衆衛生学	1	15
		健康支援	1	30
		社会福祉	2	30
		関係法規	1	30
		保健医療論	1	15
	小計		23	540
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	30
		看護倫理	1	15

		看護過程	1	30
		基礎看護学方法論Ⅰ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅱ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅲ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅳ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅴ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅵ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅶ	1	30
		臨床看護総論	1	30
		看護研究方法論Ⅰ	1	15
		看護研究方法論Ⅱ	1	30
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論Ⅰ	1	15
		地域・在宅看護概論Ⅱ	1	30
		地域・在宅看護過程	1	15
		地域・在宅看護方法論Ⅰ	1	15
		地域・在宅看護方法論Ⅱ	1	30
		地域・在宅看護方法論Ⅲ	1	15
	成人看護学	成人看護学概論	1	30
		成人臨床看護Ⅰ	1	30
		成人臨床看護Ⅱ	1	30
		成人臨床看護Ⅲ	1	30
		成人臨床看護Ⅳ	1	30
		成人看護過程	1	15
	老年看護学	老年看護学概論	1	30
		老年臨床看護	1	30
		老年看護過程	1	15
		認知症の看護	1	15
	小児看護学	小児看護学概論	1	30
		小児臨床看護Ⅰ	1	30
		小児臨床看護Ⅱ	1	30
		小児看護過程	1	15
	母性看護学	母性看護学概論	1	30
		母性臨床看護Ⅰ	1	30
		母性臨床看護Ⅱ	1	30
		母性看護過程	1	15
	精神看護学	精神看護学概論	1	30
		精神臨床看護Ⅰ	1	30
		精神臨床看護Ⅱ	1	30
		精神看護過程	1	15
	看護の統合と実践	看護管理	1	15
		看護実践と医療安全	1	30
		災害看護・国際看護	1	15
		看護研究	1	30
	臨地実習			
	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ—1	1	45
		基礎看護学実習Ⅰ—2		
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護実習Ⅰ	1	30
		地域・在宅看護実習Ⅱ	1	30
		地域・在宅看護実習Ⅲ	1	45
		地域・在宅看護実習Ⅳ	2	90
	成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	2	90
		成人看護学実習Ⅱ	2	90
		成人看護学実習Ⅲ	2	90

	老年看護学	老年看護学実習	2	90
	小児看護学	小児看護学実習	2	90
	母性看護学	母性看護学実習	2	90
	精神看護学	精神看護学実習	2	90
	看護の統合と実践	総合実習	2	90
	小計		69	2,190
総計			106	3,060

備考 単位数の計算は、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習（臨地実習を含む。）及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

釧路市立高等看護学院学則施行細則

(趣旨)

- 第 1 条 この細則は、釧路市立高等看護学院学則（以下「学則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(授業始終の時刻)

- 第 2 条 学則第 6 条の規定により釧路市立高等看護学院長（以下「学院長」という。）が定める授業終始時刻は、次のとおりとする。
- (1) 始業時刻 午前 9 時 00 分
 - (2) 終業時刻 午後 5 時 00 分
- 2 前項の規定にかかわらず、学院長が特に必要があると認めるときは、授業始終の時刻を変更することができる。

(各学年における単位数等)

- 第 3 条 各学年における授業科目、単位数及び時間数並びに 1 単位ごとの時間数及び授業区分は、学則別表備考に規定する基準により別表に定めるとおりとする。

(授業時間等)

- 第 4 条 授業時間は、1 時限につき 45 分とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学院長が特に必要と認めるときは、授業時間を変更することができる。

(授業への出席)

- 第 5 条 授業への出席は、30 分以上の時間の出席をもって 1 時限に出席したものとみなす。

(授業の欠席の届出)

- 第 6 条 学則第 14 条の規定による欠席の届出は、欠席届（第 1 号様式）により届け出なければならない。
- 2 やむを得ない理由により、欠席する前に前項の届出をすることができないときは、口頭又は電話により、教務に欠席する旨を連絡し、後日において前項の届出をしなければならない。

(特別の理由による欠席)

- 第 7 条 次の理由による欠席の日数及び時間数は、学則第 22 条第 1 項の出席すべき日数並びに学則施行細則第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の出席すべき授業時間数に含まないものとする。
- (1) 天災、事故等による交通遮断
 - (2) 天災、事故等による居住家屋の滅失、損壊等
 - (3) 証人、鑑定人、参考人等としての裁判所、地方公共団体その他官公署への出頭
 - (4) 次条各号に定める親族の死亡
 - (5) その他不可抗力の理由
 - (6) 学院長が、相応の理由と認めた場合

(忌引きによる欠席)

- 第 8 条 次の各号に掲げる者が死亡したときは、当該各号に定める日数の範囲内で欠席を認めるものとする。
- | | |
|----------|------|
| (1) 配偶者 | 10 日 |
| (2) 父母 | 7 日 |
| (3) 子 | 7 日 |
| (4) 祖父母 | 5 日 |
| (5) 兄弟姉妹 | 5 日 |

(6) 孫	3 日
(7) 子の配偶者	3 日
(8) 曾祖父母	2 日
(9) 伯叔父母又はその配偶者	2 日
(10) 甥、姪	2 日
(11) 配偶者の父母	5 日
(12) 配偶者の祖父母	3 日
(13) 配偶者の兄弟姉妹	3 日
(14) 配偶者の伯叔父母	2 日
(15) 配偶者の甥、姪	2 日
(16) その他の同居親族	2 日

(保証人変更届出)

第 9 条 学則第 12 条第 3 項の規定による保証人の変更又は保証人の職業若しくは住所の変更の届出は、保証人変更届（第 2 号様式）により届け出なければならない。

(休学の願出)

第 10 条 学則第 15 条第 1 項の規定による休学の願出は、休学願（第 3 号様式）により願出しなければならない。

(復学の願出)

第 11 条 学則第 16 条の規定による復学の願出は、復学願（第 4 号様式）により願出なければならない。

(転学の願出)

第 12 条 学則第 17 条の規定による転学の願出は、転学願（第 5 号様式）により願出なければならない。

(退学の願出)

第 13 条 学則第 18 条の規定による退学の願出は、退学願（第 6 号様式）により願出なければならない。

(願出の許可)

第 14 条 学院長は、第 10 条から前条までの願出を許可したときは、許可書（第 7 号様式）を交付するものとする。

(表彰等)

第 15 条 学則第 19 条の規定による学生の表彰は、表彰状の授与により行うものとする。

- 2 表彰を公正かつ適正に行うため、釧路市立高等看護学院学生表彰審議会（以下「表彰審議会」という。）を設置する。
- 3 表彰審議会は、学院長、副学院長、教務主任、専任教員及び学院長が委嘱する者をもって組織する。

(単位の取得)

第 16 条 単位の取得は、各学年の終了時において、授業科目ごとに次条又は第 18 条に定める評価に基づき、学院長が認定するものとする。

- 2 別表基礎分野の項に掲げる授業科目について、大学等において同等の授業科目を既に修得していると学院長が認める者については、本人からの申請（第 10 号様式）に基づき、当該授業科目の単位を取得したものとみなすことができる。

(学科の評価方法)

第 17 条 授業科目のうち授業区分が講義、演習、実技又は実験であるもの（以下「学科」という。）については、出席すべき授業時間数の 3 分の 2 以上に出席し、かつ、講義終了後に行う試験（以下「学科試験」という。）の成績が C 判定（判定基準は表に記す）以上の合格点に達した者に対し、単位を与えるものとする。

評価点	成績評価
80～100	A
70～79	B
60～69	C
59以下	D

- 2 学科試験は、各学科の講師ごとに行うものとし、1試験につき100点を満点とし、60点を合格点C判定とする。
- 3 1学科について複数の学科試験を行ったときは、それらの平均点(1点未満の端数があるときは、小数点第2位を四捨五入する。)により評価するものとする。
- 4 疾病その他やむを得ない理由により、学科試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。この場合においては、得点から2割を減じた点数により評価するものとする。
- 5 前3項の規定による試験の評価の結果、C判定に達しない者については、再試験を行うことができる。
- 6 前4項、5項に規定する試験を受けようとする者は、試験願(第8号様式)を提出しなければならない。
- 7 出席すべき授業時間数の3分の2に出席時間数が満たない者については、学院長がやむを得ない理由があると認めるときは、講義、レポートの提出等をもって補習とし、欠席した授業への出席に代えることができる。

(実習の評価方法)

- 第18条 授業科目のうち臨地実習(以下「実習」という。)については、出席すべき授業時間数の3分の2以上に出席し、評価点がC判定以上の合格点に達した者に対し、単位を与えるものとする。
- 2 授業科目ごとの評価は、100点を満点とし、60点を合格点C判定とする。
 - 3 前2項の規定による評価の結果、C判定に達しない者については、評価内容を勘案したうえ再実習を行い、再評価することができる。
 - 4 出席すべき授業時間数の3分の2に出席時間数が満たない者については、再実習をすることができる。但し、学院長が認めるときは、欠席した時間の補習実習を行い、欠席した実習への出席に代えることができる。
 - 5 前4項に規定する再実習又は補習実習を受けようとする者は再実習・補習実習願(第9号様式)を提出しなければならない。

(単位未取得が生じた場合)

- 第19条 当該年度において単位未取得が生じた場合は、次年度再履修をし、出席すべき授業時間数の3分の2以上の出席をもって学科試験を受けることができる。
- 2 実習においても前項に準ずるが、基礎看護学実習さらに専門分野の実習単位を取得しなければ、総合実習に進むことはできない。
 - 3 取得できなかった単位があるときは、当該単位を1年以内に取得しなければならない。

(卒業の認定を受けるために必要な単位)

- 第20条 卒業の認定を受けるためには、別表学年合計の項に定める単位数のすべてを取得しなければならない。

(単位の認定及び卒業の審議)

- 第21条 学院長は、当該年度の取得単位及び卒業の認定について審議するため、学院運営委員会を招集する。

(卒業の延期)

- 第22条 未取得単位数によっては本人の選択により当該年次に1年とどまることができる。又、卒業を認定しないこととした学生についても、1年限りとどまることができる。
- 2 前項の場合において、当該年度のすべての講義を受講することが望ましい。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この細則は、平成9年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この細則の規定は、平成9年度以降に入学する者について適用し、平成9年3月31日において在籍し、同年4月1日以降引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

(施 行 期 日)

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

この細則は、平成15年11月1日から施行する。

この細則は、平成17年7月1日から施行する。

この細則は、平成17年9月15日から施行する。

(施 行 期 日)

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 改正後の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学する者について適用し、平成21年3月31日において在学し、かつ、施行日以後引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

(施 行 期 日)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

この細則は、令和2年11月19日から施行する。

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

(施 行 期 日)

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 改正後の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学する者について適用し、令和4年3月31日において在学し、かつ、施行日以後引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

(施 行 期 日)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

釧路市立高等看護学院の授業科目の単位数及び時間数

	科目	1 学 年						2 学 年						3 学 年					
		前 期			後 期			前 期			後 期			前 期			後 期		
		単位	時間	1単位ごとの 時間数及び 授業区分	単位	時間	1単位ごとの 時間数及び 授業区分	単位	時間	1単位ごとの 時間数及び 授業区分	単位	時間	1単位ごとの 時間数及び 授業区分	単位	時間	1単位ごとの 時間数及び 授業区分	単位	時間	1単位ごとの 時間数及び 授業区分
基礎分野	哲学	1	30	講義30				1	30	講義30									
	教育学							1	30	講義30									
	情報科学							1	30	講義30									
	心理学	1	30	講義30															
	社会学				2	30	講義30												
	行動科学													1	30	講義30			
	英語Ⅰ				1	30	講義30												
	英語Ⅱ							1	15	講義15									
	保健体育Ⅰ	1	30	実技30															
	保健体育Ⅱ							1	15	実技15									
	文章表現	1	30	講義30															
	コミュニケーション				1	15	講義15												
	日本の文化				1	15	講義15												
	小計	4	120		5	90		4	90		0	0		1	30		0	0	
専門基礎分野	解剖生理学Ⅰ (導入、総論、骨筋系、脳神経系)	1	30	講義30															
	解剖生理学Ⅱ (導入、呼吸器系、循環器系)	1	15	講義15															
	解剖生理学Ⅲ (導入、血液・リンパ系、内分泌・代謝系)	1	15	講義15															
	解剖生理学Ⅳ (導入、消化器系、腎・泌尿器系)	1	15	講義15															
	解剖生理学Ⅴ (導入、感覚器系眼・耳・皮膚、女性生殖器系)	1	15	講義15															
	解剖生理学Ⅵ				1	15	講義15												
	生化学				1	30	講義30												
	病理学	1	30	講義30															
	微生物学	1	30	講義30															
	薬理学							1	30	講義30									
	栄養学				1	30	講義30												
	治療と検査							1	30	講義30									
	疾病治療論Ⅰ (骨筋系、脳神経系)				1	30	講義30												
	疾病治療論Ⅱ (循環器系)				1	15	講義15												
	疾病治療論Ⅲ (呼吸器系、消化器系、腎・泌尿器系)				1	30	講義30												
	疾病治療論Ⅳ (血液・リンパ系、内分泌・代謝系、膠原病)				1	30	講義30												
	疾病治療論Ⅴ (感覚器系眼・耳・皮膚、女性生殖器系、歯・口腔系)				1	30	講義30												
	公衆衛生学							1	15	講義15									
	健康支援				1	30	講義30												
	社会福祉													2	30	講義30			
	関係法規													1	30	講義30			
	保健医療論													1	15	講義15			
	小計	7	150		9	240		3	75		0	0		4	75		0	0	
専門分野	看護学概論	1	30	講義30															
	看護倫理	1	15	講義15															
	看護過程	1	30	講義30															
	基礎看護学方法論Ⅰ (コミュニケーション、教育・指導技術)	1	30	講義30															
	基礎看護学方法論Ⅱ (ヘルスアセスメント)	1	30	講義30															
	基礎看護学方法論Ⅲ (食事・栄養、排泄)	1	30	講義30															

科目	1 学 年						2 学 年						3 学 年					
	前 期			後 期			前 期			後 期			前 期			後 期		
	単位	時間	1 単位ごとの 時間数及び 授業区分	単位	時間	1 単位ごとの 時間数及び 授業区分	単位	時間	1 単位ごとの 時間数及び 授業区分	単位	時間	1 単位ごとの 時間数及び 授業区分	単位	時間	1 単位ごとの 時間数及び 授業区分	単位	時間	1 単位ごとの 時間数及び 授業区分
基礎看護学方法論Ⅳ (環境・活動・休息)	1	30	講義30															
基礎看護学方法論Ⅴ (清潔・衣生活)	1	30	講義30															
基礎看護学方法論Ⅵ (感染予防・安全・安楽)				1	30	講義30												
基礎看護学方法論Ⅶ (診療の補助技術)				1	30	講義30												
臨床看護総論							1	30	講義30									
看護研究方法論Ⅰ				1	15	講義15												
看護研究方法論Ⅱ							1	30	講義30									
地域・在宅看護概論Ⅰ	1	15	講義15															
地域・在宅看護概論Ⅱ							1	30	講義30									
地域・在宅看護過程										1	15	講義15						
地域・在宅看護方法論Ⅰ										1	15	講義15						
地域・在宅看護方法論Ⅱ										1	30	講義30						
地域・在宅看護方法論Ⅲ													1	15	講義15			
成人看護学概論	1	30	講義30															
成人臨床看護Ⅰ (慢性期)							1	30	講義30									
成人臨床看護Ⅱ (終末期)							1	30	講義30									
成人臨床看護Ⅲ (周術期)							1	30	講義30									
成人臨床看護Ⅳ (急性期)							1	30	講義30									
成人看護過程										1	15	講義15						
老年看護学概論				1	30	講義30												
老年臨床看護				1	30	講義30												
老年看護過程				1	15	講義15												
認知症の看護							1	15	講義15									
小児看護学概論				1	30	講義30												
小児臨床看護Ⅰ							1	30	講義30									
小児臨床看護Ⅱ							1	30	講義30									
小児看護過程										1	15	講義15						
母性看護学概論							1	30	講義30									
母性臨床看護Ⅰ							1	30	講義30									
母性臨床看護Ⅱ							1	30	講義30									
母性看護過程										1	15	講義15						
精神看護学概論							1	30	講義30									
精神臨床看護Ⅰ										1	30	講義30						
精神臨床看護Ⅱ													1	30	講義30			
精神看護過程													1	15	講義15			
看護管理													1	15	講義15			
看護実践と医療安全													1	30	講義30			
災害看護・国際看護																1	15	講義15
看護研究																1	30	講義30
小計	10	270		7	180		14	405		7	135		5	105		2	45	
基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ		8	実習8		37	実習37	2	90	実習90									
地域・在宅看護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ				1	30	実習30				1	30	実習30	3	135	実習135			
成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ										4	180	実習180	2	90	実習90			
老年看護学実習										2	90	実習90						
小児看護学実習													2	90	実習90			
母性看護学実習													2	90	実習90			
精神看護学実習													2	90	実習90			
総合実習																2	90	実習90
小 計	0	8		2	67		2	90		7	300		11	495		2	90	
合計	21	548		23	577		23	660		14	435		21	705		4	135	
学年合計				44	1125					37	1095					25	840	

釧路市立高等看護学院カリキュラム

	厚生労働省指定		科目	単 位 数	時間数	1 学年				2 学年				3 学年			
						前期		後期		前期		後期		前期		後期	
						単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間
基礎分野	科学的思考の基盤	14	哲学	1	30	1	30										
	教育学		1	30					1	30							
	情報科学		1	30					1	30							
	心理学		1	30	1	30											
	社会学		2	30			2	30									
	行動科学		1	30										1	30		
	英語Ⅰ		1	30			1	30									
	英語Ⅱ		1	15					1	15							
	保健体育Ⅰ		1	30	1	30					1	15					
	保健体育Ⅱ		1	15							1	15					
	文章表現		1	30	1	30											
	コミュニケーション		1	15			1	15									
	日本の文化		1	15			1	15									
	小 計		14		14	330	4	120	5	90	4	90	0	0	1	30	
専門基礎分野	人体の構造と機能	7	解剖生理学Ⅰ (導入、総論、骨筋系、脳神経系)	1	30	1	30										
	解剖生理学Ⅱ (導入、呼吸器系、循環器系)		1	15	1	15											
	解剖生理学Ⅲ (導入、血液・リンパ系、内分泌・代謝系)		1	15	1	15											
	解剖生理学Ⅳ (導入、消化器系、腎・泌尿器系)		1	15	1	15											
	解剖生理学Ⅴ (導入、感覚器系・耳・皮膚、女性生殖器系)		1	15	1	15											
	解剖生理学Ⅵ		1	15			1	15									
	生化学		1	30			1	30									
	疾病の成り立ちと回復の促進	10	病理学	1	30	1	30										
	微生物学		1	30	1	30											
	薬理学		1	30					1	30							
	栄養学		1	30					1	30							
	治療と検査		1	30					1	30							
	疾病治療論Ⅰ (骨筋系、脳神経系)		1	30			1	30									
	疾病治療論Ⅱ (循環器系)		1	15			1	15									
	疾病治療論Ⅲ (呼吸器系、消化器系、腎・泌尿器系)		1	30			1	30									
	疾病治療論Ⅳ (血液・リンパ系、内分泌・代謝系、膠原病)		1	30			1	30									
	疾病治療論Ⅴ (感覚器系・耳・皮膚、女性生殖器系、歯・口腔系)		1	30			1	30									
	健康支援と社会保障制度	6	公衆衛生学	1	15					1	15						
	健康支援		1	30			1	30									
	社会福祉		2	30									2	30			
	関係法規		1	30									1	30			
	保健医療論		1	15									1	15			
	小 計		23		23	540	7	150	9	240	3	75	0	0	4	75	
専門分野	基礎看護学	13	看護学概論	1	30	1	30										
	看護倫理		1	15	1	15											
	看護過程		1	30	1	30											
	基礎看護学方法論Ⅰ (コミュニケーション、教育・指導技術)		1	30	1	30											
	基礎看護学方法論Ⅱ (ヘルスアセスメント)		1	30	1	30											
	基礎看護学方法論Ⅲ (食事・栄養、排泄)		1	30	1	30											
	基礎看護学方法論Ⅳ (環境、活動・休息)		1	30	1	30											

	厚生労働省指定		科目	単位 数	時間数	1 学年				2 学年				3 学年					
	教育内容					単位数	前期		後期		前期		後期		前期		後期		
							単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	
専門分野	地域・在宅看護論	6	基礎看護学方法論Ⅴ (清潔、衣生活)	1	30	1	30												
			基礎看護学方法論Ⅵ (感染予防、安全・安楽)	1	30			1	30										
			基礎看護学方法論Ⅶ (診療の補助技術)	1	30			1	30										
			臨床看護総論	1	30					1	30								
			看護研究方法論Ⅰ	1	15			1	15										
			看護研究方法論Ⅱ	1	30					1	30								
			地域・在宅看護概論Ⅰ	1	15	1	15												
			地域・在宅看護概論Ⅱ	1	30					1	30								
			地域・在宅看護過程	1	15							1	15						
			地域・在宅看護方法論Ⅰ	1	15							1	15						
	成人看護学	6	地域・在宅看護方法論Ⅱ	1	30							1	30						
			地域・在宅看護方法論Ⅲ	1	15							1	30						
			成人看護学概論	1	30	1	30								1	15			
			成人臨床看護Ⅰ(慢性期)	1	30					1	30								
			成人臨床看護Ⅱ(終末期)	1	30					1	30								
			成人臨床看護Ⅲ(周術期)	1	30					1	30								
			成人臨床看護Ⅳ(急性期)	1	30					1	30								
			成人看護過程	1	15							1	15						
			老年看護学概論	1	30			1	30										
			老年臨床看護	1	30			1	30										
	小児看護学	4	老年看護過程	1	15			1	15										
			認知症の看護	1	15					1	15								
			小児看護学概論	1	30			1	30										
			小児臨床看護Ⅰ	1	30					1	30								
	母性看護学	4	小児臨床看護Ⅱ	1	30					1	30								
			小児看護過程	1	15							1	15						
			母性看護学概論	1	30					1	30								
			母性臨床看護Ⅰ	1	30					1	30								
	精神看護学	4	母性臨床看護Ⅱ	1	30					1	30								
			母性看護過程	1	15							1	15						
			精神看護学概論	1	30					1	30								
			精神臨床看護Ⅰ	1	30							1	30						
	看護の統合と実践	4	精神臨床看護Ⅱ	1	30									1	30				
			精神看護過程	1	15									1	15				
看護管理			1	15									1	15					
看護実践と医療安全			1	30									1	30					
			災害看護・国際看護	1	15											1	15		
			看護研究	1	30											1	30		
			小計	45		45	1140	10	270	7	180	14	405	7	135	5	105	2	45
			臨地実習	24	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ	3	135		8	37	2	90							
専門分野			地域・在宅看護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	5	195			1	30			1	30	3	135				
			成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	6	270							4	180	2	90				
			老年看護学実習	2	90							2	90						
			小児看護学実習	2	90									2	90				
			母性看護学実習	2	90									2	90				
			精神看護学実習	2	90									2	90				
			総合実習	2	90											2	90		
			小計	24		24	1050	0	8	2	67	2	90	7	300	11	495	2	90
総計	106	総計	106	3060	21	548	23	577	23	660	14	435	21	705	4	135			

釧路市立高等看護学院カリキュラム進度

厚生労働省指定			単 位 数	時間数	1 学年													2 学年													3 学年												
教育内容	単位数	科目			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
基礎分野	科学的思考の基盤	14	哲学	1	30	↔																																					
			教育学	1	30													↔																									
	人間と生活、社会の理解		情報科学	1	30													↔																									
			心理学	1	30	↔																																					
			社会学	2	30	↔																																					
			行動科学	1	30																									↔													
			英語Ⅰ	1	30													↔																									
			英語Ⅱ	1	15													↔																									
			保健体育Ⅰ	1	30	↔																																					
			保健体育Ⅱ	1	15																									↔													
			文章表現	1	30													↔																									
			コミュニケーション	1	15													↔																									
			日本の文化	1	15													↔																									
			小計		14	14	330	9 (210)													4 (90)													1 (30)									
専門基礎分野	人体の構造と機能	7	解剖生理学Ⅰ	1	30	↔																																					
			(導入、総論、骨筋系、脳神経系)																																								
			解剖生理学Ⅱ	1	15	↔																																					
			(導入、呼吸器系、循環器系)																																								
			解剖生理学Ⅲ	1	15	↔																																					
			(導入、血液・リンパ系、内分泌・代謝系)																																								
			解剖生理学Ⅳ	1	15	↔																																					
			(導入、消化器系、腎・泌尿器系)																																								
			解剖生理学Ⅴ	1	15													↔																									
			(導入、感覚器系・耳・皮膚、女性生殖系)																																								
	解剖生理学Ⅵ		1	15													↔																										
	生化学		1	30													↔																										
	病理学		1	30													↔																										
	微生物学		1	30	↔																																						
	薬理学		1	30	↔																																						
	栄養学		1	30													↔																										
	治療と検査		1	30																									↔														
	疾病治療論Ⅰ		1	30													↔																										
	(骨筋系、脳神経系)																																										
	疾病治療論Ⅱ		1	15													↔																										
(循環器系)																																											
疾病治療論Ⅲ	1	30													↔																												
(呼吸器系、消化器系、腎・泌尿器系)																																											
疾病治療論Ⅳ	1	30													↔																												
(血液・リンパ系、内分泌・代謝系、膠原病)																																											
疾病治療論Ⅴ	1	30													↔																												
(感覚器系・耳・皮膚、女性生殖系、歯・口腔系)																																											
健康支援と社会保障制度	6	公衆衛生学	1	15													↔																										
		健康支援	1	30													↔																										
		社会福祉	2	30																									↔														
		関係法規	1	30																									↔														
		保健医療論	1	15																									↔														
小計		23	23	540	16 (390)													3 (75)													4 (75)												
専門分野	基礎看護学	13	看護学概論	1	30	↔																																					
			看護倫理	1	15	↔																																					
			看護過程	1	30	↔																																					
			基礎看護学方法論Ⅰ	1	30	↔																																					
			(コミュニケーション、教育・指導技術)																																								
			基礎看護学方法論Ⅱ	1	30	↔																																					
			(ヘルスアセスメント)																																								
			基礎看護学方法論Ⅲ	1	30	↔																																					
(食事・栄養、排泄)																																											
基礎看護学方法論Ⅳ	1	30	↔																																								
(環境、活動・休息)																																											

(設置)

第 1 条 市は、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 21 条第 2 号の規定による看護師養成機関として、釧路市立高等看護学院(以下「学院」という。)を釧路市病院事業の設置等に関する条例(平成 17 年釧路市条例第 139 号)第 2 条第 2 項に規定する市立釧路総合病院に附置する。

(位置)

第 2 条 学院は、釧路市春湖台 1 番 18 号に置く。

(職員)

第 3 条 学院に、学院長その他必要な職員を置く。

(受験料、入学料及び授業料)

第 4 条 学院に入学しようとする者及び学生からは、次の受験料、入学料及び授業料を徴収する。

(1) 受験料 15,000 円

(2) 入学料 100,000 円

(3) 授業料 月額 30,000 円

2 入学料及び授業料は、市長が特別の事情があると認めたときは、その徴収を猶予し、又は減免することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の釧路市立高等看護学院条例(昭和 43 年釧路市条例第 11 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成 17 年度において 3 年次に転入学する者に係る入学料については、なお合併前の条例の例による。

4 平成 16 年 3 月 31 日以前に入学をした者で施行日の前日まで引き続き学院に在籍するものに係る授業料の額は、なお合併前の条例の例による。

5 転入学しようとする者に係る受験料及び転入学をした者に係る授業料の額は、第 4 条第 1 号及び第 3 号の規定にかかわらず、当該者が転入学をしようとする年次又は転入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則(平成 19 年 3 月 22 日条例第 20 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に釧路市立高等看護学院(以下「学院」という。)に在籍する者に係る授業料の額は、改正後の第 4 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 次の表の左欄の年度に学院に入学しようとする者に係る受験料の額は、改正後の第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、同表のそれぞれの区分に応じた額とする。

年度	受験料
平成 20 年度	11,000 円
平成 21 年度	13,000 円

4 次の表の左欄の年度に学院に入学した者に係る入学料の額及び授業料の月額、改正後の第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定にかかわらず、同表のそれぞれの区分に応じた額とする。

年度	入学料	授業料
平成 19 年度	30,000 円	11,000 円
平成 20 年度	40,000 円	13,000 円

- 5 この条例の施行の日以後において、学院に転入学をしようとする者に係る受験料又は転入学をした者に係る入学料若しくは授業料の額は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、当該者が転入学をしようとする年次又は転入学をした年次に属する在籍する者に係る額と同額とする。

附 則(平成22年3月23日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月13日条例第51号)抄

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月25日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に釧路市立高等看護学院(以下「学院」という。)に在籍する者に係る授業料の額については、改正後の第4条第1項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、学院に転入学をした者に係る入学料及び授業料の額については、改正後の第4条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該者が転入学をした年次に属する在籍する者に係る額と同額とする。

附 則(令和2年3月24日条例第15号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

実習年間計画

学年 期	1 学 年				2 学 年				3 学 年					
	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
行事	入学式	宣誓式	冬季休暇 4W	冬季休暇 4W	春季休暇 3W	夏季休暇 4W	夏季休暇 4W	冬季休暇 4W	春季休暇 3W	夏季休暇 4W	冬季休暇 4W	春季休暇 3W		
休業数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
実 習 進 度	基礎看護学実習ⅠⅠⅠ	地域・在宅看護実習Ⅰ	基礎看護学実習ⅠⅠⅡ	基礎看護学実習Ⅱ	地域・在宅看護実習Ⅱ	成人Ⅰ・成人Ⅱ・老年看護学実習	成人Ⅰ・成人Ⅱ・老年看護学実習	成人Ⅰ・成人Ⅱ・老年看護学実習	成人Ⅰ・成人Ⅱ・老年看護学実習	小児・母性・精神看護学実習 地域・在宅Ⅲ・地域・在宅Ⅳ・成人Ⅲ	小児・母性・精神看護学実習 地域・在宅Ⅲ・地域・在宅Ⅳ・成人Ⅲ	総合実習		
	(8H)	1単位 (30H)		2単位 (90H)	1単位 (30H)	1単位 (30H) 成人Ⅰ・Ⅱ 4単位(180H) 老年 2単位(90H)			2単位 (90H) 成人Ⅲ 2単位(90H) 小児 2単位(90H) 母性 2単位(90H) 精神 2単位(90H) 地域・在宅Ⅲ 1単位(45H) 地域・在宅Ⅳ 2単位(90H)			2単位 (90H)		

釧路市立高等看護学院 倫理についての考え方

日本看護協会の「看護職の倫理綱領」は、あらゆる場で実践を行う看護職を対象とした行動指針であり、自己の実践を振り返る際の基盤を提供するものである。また、看護の実践について専門職として引き受ける責任の範囲を、社会的に対して明示するものである。(前文より抜粋)

「看護職の倫理綱領」に基づき、本学院の倫理の行動指針を明示する。

看護職の倫理綱領

1. 看護職は人間の生命、人間としての尊厳および権利を尊重する。
2. 看護職は、対象となる人々に平等に看護を提供する。
3. 看護職は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
4. 看護職は、人々の権利を尊重し、人々が自らの意向や価値観に沿った選択ができるよう支援する。
5. 看護職は、対象となる人々の秘密を保持し、取得した個人情報は適正に取り扱う。
6. 看護職は、対象となる人々に不利益や危害が生じているときは、人々を保護し安全を確保する。
7. 看護職は、自己の責任と能力を的確に把握し、実施した看護について個人としての責任を持つ。
8. 看護職は、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に努める。
9. 看護職は、多職種で協働し、よりよい保健・医療・福祉を実現する。
10. 看護職は、より質の高い看護を行うために、自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動する。
11. 看護職は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
12. 看護職は、より質の高い看護を行うため、看護職自身のウェルビーイングの向上に努める。
13. 看護職は、常に品位を保持し、看護職に対する社会の人々の信頼を高めるよう努める。
14. 看護職は、人々の生命と健康をまもるため、さまざまな問題について、社会正義の考え方をもって社会と責任を共有する。
15. 看護職は、専門職組織に所属し、看護の質を高めるための活動に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。
16. 看護職は、様々な災害支援の担い手と協働し、災害によって影響を受けたすべての人々の生命、健康、生活をまもることに最善を尽くす。

釧路市立高等看護学院 倫理行動指針

1. 対象及び家族に対し、礼節を重んじる態度で接する。
2. 「基礎看護技術の経験チェック表」に基づき行動し、安全安楽に援助できるよう努める。
3. 学生として常に患者の安全を最優先する。判断に迷う場合には、実習指導者に助言・指導を求める。
4. 看護学生が看護行為を行う際には、対象へ説明し同意を得て実施する。
5. 学習者として理解できないことは時期を逃さず助言を求めたり学習をすすめるなど、理解に努める。
6. 対象の記載されている実習記録・メモ帳などの管理を徹底する。実習終了後は、実習要項に沿って、速やかに対処する。
7. 公共の場で実習に関わることはもちろん学校生活上の個人情報について漏洩しない。
8. 学生同士において、互いに尊重した態度で接し、目的達成のため研鑽し合う。
9. 看護学生として、感染予防や早期受診など、自己の健康管理に努める。
10. 専門知識・技術・態度を身につけるために主体的・積極的に学習する。
11. 対象との物品の貸し借りや金品の授受は、実習の意義を勘案し、行わない。
12. 看護学生として、よりよい社会づくり・組織作りの一環としてボランティア活動や自治会活動に積極的に参加する。
13. 看護学生として、常に身だしなみを整え、言動に注意する。
14. 学院や実習施設などの規定や約束事を遵守する。

令和4年4月1日から施行

鉏路市立高等看護学院 情報倫理規定

1. 本学院の情報処理を行うシステムや個人情報、それに関係するデバイスや機器、付属品などの利用は教育や研究目的に限定しています。この目的に沿わない不適切な行為や倫理に反する行為を禁じます。

2. 不適切な情報発信を禁止しています。

- (1) 本名以外（匿名・偽名）による情報 (2) 知的財産権・肖像権を侵害する情報
(3) 差別・誹謗中傷にあたる情報 (4) プライバシーを侵害する情報 (5) わいせつな情報
(6) 虚偽の情報 (7) 守秘義務違反に当たる情報 (8) 教育・研究を妨害する情報

3. 情報・著作物の不正利用は禁止されている行為です。

他人の情報を盗用・改ざんしたり、音楽や映像・書籍、論文などの著作物を無断でコピーし配布するなどの著作権を侵害する行為は犯罪となります。違法に配信されているものをダウンロードする行為、も違法であり、刑事罰の対象となります。また、写真や動画を許可なく撮影する行為などもトラブルの原因になりますので気をつけましょう。

4. アカウント（ID・パスワード）の盗用・貸与は禁止しています。

他人のアカウント（ID・パスワード）を盗用することは犯罪です。また、パスワードを教えなくとも情報機器の操作を許可することはアカウントの貸与になります。利用者には自分が保持するアカウント、情報機器などを安全に管理する義務があります。本学院が提供しているアカウントは責任をもって管理してください。

本学院の情報セキュリティルール

1. 個別にパスワードの設定が必要なものは、推測しづらいパスワードの設定をお願いします。パスワードを盗まれないように誕生日や単純な数列などは使用しないようにしてください。また、学校で設定しているものは、口外しないようにしてください。（学内使用のパスワードは、卒業後は使用不可）

2. 学内 Wi-Fi に同時接続は、1人2台までとしてください。それ以上の使用は講義等に影響する可能性がありますので、使用を控えてください。

3. ウイルス対策とソフトウェアの脆弱性の対策を徹底してください。ウイルスソフトのパターンファイルは最新版に保ち、定期的にコンピューター内のウイルスチェックをしてください。OS やアプリケーションもサポートされている最新の修正プログラムに更新してください。

4. ウイルスやメールによるサイバー攻撃に注意してください。添付ファイルや URL を開くとウイルスに感染する被害が増えています。怪しいと思ったメールは開かないようにしましょう。

5. オンライン授業やテレワークをする場所に気を付けてください。ファミリーレストランやカフェなどたくさんの人が利用する場所での参加や利用は、情報漏洩の危険がありますので、安全な場所で利用してください。

6. 情報機器の盗難や紛失に注意してください。ノートパソコンやタブレット、USB メモリ、ポータブルハードディスクなど重要な情報が入った情報機器の紛失と盗難に気を付けてください。鍵のかかる場所での保管をお願いいたします。

7. インターネットを介してのトラブルや紛失に際しては、本学院では一切責任を負いません。

注意を受けた場合には…

教職員に注意を受けた場合には速やかに従ってください。サイバー攻撃や情報漏洩の危険性がありますので、ウイルスに感染したままのコンピューターの利用や不適切な利用を継続しないようにお願いします。

令和6年8月1日から施行

令和6年10月1日から改正

釧路市立高等看護学院 看護教育における倫理指針

看護教育における倫理指針として

「看護職には、日本看護協会の「看護者の倫理綱領」、また、看護実践上の倫理的概念であるアドボカシー（擁護）アカウンタビリティ（責任と責務）、協同、ケアリングの原則に則った看護を実践することが期待されている。それゆえに、看護職を教育する大学等においても、善行（無害）、人間としての尊厳の尊重・誠実・公正・真実性、機密保持の倫理原則を基本とし、さらに「看護者の倫理綱領」、アドボカシー、アカウンタビリティ、協同、ケアリングの原則に準拠することがのぞまれる。」とされており、釧路市立高等看護学院（以下「当学院」とする。）においてもこのことに準じて倫理規定を策定し、学生の教育環境を適正に確保し、学生の個人情報情報を適切・慎重に管理する。

1. 看護教育を行う上での教員の倫理

1) 教員の基本姿勢

学生便覧の中で日本看護協会の「看護職の倫理綱領」をもとに「本学院の倫理についての考え方」として、倫理行動指針を明示している。学生が倫理的行動をとることができるようにこの指針に基づき看護教員が模範を示す。また、様々な専門職や職員、看護ケアを受け入れる人々に対しても謙虚な姿勢で関わり、学生が効果的な学びとなるよう、看護実践能力及び実践教育・評価能力向上の自己研鑽に努める。

2) ハラスメント防止について

看護教育にあつてはセクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等の人権侵害があつてはならない。教員は教育における自らの立場を常に見直し、学生が看護職を目指して学ぶ喜びや、自らの成長や看護職としての発展に関わる希望を育んでいく過程を保証する。ハラスメントに関する相談窓口は学務課長又は、スクールカウンセラー（月に2回程度 不定期）とする。

2. 個人情報保護に関する指針

1) 情報の収集とその利用目的について

当学院は、学生の教育のために必要な範囲で、情報を収集し、管理することがある。収集した情報は、各証明書の発行、学生証の作成の目的のために利用する。証明書の発行に際しては、本人より申請書が出された場合、卒業生又は代理人においては本人とわかる書類の添付をもって発行する。

2) 情報の管理について

正確で最新の情報の管理に努めるとともに、情報の漏洩、紛失、改ざんなどの防止のために適切に管理する。個人に関わる重要な書類は施錠し管理する。

3) 第三者機関等への情報提供について

本人の同意を経ている場合及び法令などにより必要とされる場合を除き、取得した情報を第三者機関へ提供することはない。

令和5年9月1日から施行